

## 申請書において見られた改善を要すると考えられる事項について

2020年3月3日

健康経営優良法人認定事務局

健康経営優良法人 2020（中小規模法人部門）の申請書において見られた記載の不備等を、以下のとおり例示します。ご申請いただいた皆様におかれましては、今後のご参考としてください。

なお、健康経営優良法人認定の評価項目の基準等詳細につきましては、「健康経営優良法人 2020（中小規模法人部門）認定基準解説書」をご参照ください。

また、今回の認定にあたり前年を大きく上回る申請が寄せられましたことから、当事務局及び経済産業省において、個別の審査内容についての照会・質問等には応じかねますので、ご承知おきください。

当事務局におきましても、下表の事項等を踏まえ、認定基準解説書の改定や認定申請書のフォーマットの見直しなどを進めてまいります。

- 「健康経営優良法人 2020（中小規模法人部門）認定申請書兼誓約書【サンプル】」は下記に掲載されています。

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2020\\_chusho\\_shinseisho\\_sample.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2020_chusho_shinseisho_sample.pdf)

- 「健康経営優良法人 2020（中小規模法人部門）認定基準解説書」は、下記に掲載されています。

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2020\\_chusho\\_kijyunkaisetsusho.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2020_chusho_kijyunkaisetsusho.pdf)

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
p4	健康経営優良法人 2020（中小規模法人部門）認定申請書兼誓約書について	日付が記入されていない。	本認定では 2018 年 4 月 1 日から申請日までを審査の対象期間とし、当該期間における健康経営の取組を評価しています。申請書及び誓約書いずれにも日付がない場合は、審査すべき対象期間が不明のため、審査を行うことが出来ません。
		日付が申請期間外。	健康経営優良法人 2020 の申請期間は 2019 年 8 月 30 日～2019 年 10 月 31 日となっておりますので、それ以外の申請日は認められません。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
		代表者名が記入されていない。	代表者名の記載は必須となっておりますので、記入されていない場合は、認定を受けることができません。
		(別途ご郵送いただいている紙媒体について) 代表者押印がない。	申請書兼誓約書は、印刷して押印の上、事務局にお送りいただく必要があります。
		紙媒体で提出していない。	申請書兼誓約書は、印刷して押印の上、事務局にお送りいただく必要があります。
		「b) 法人名称」において法人格を持っていない事業所等が記載されている。	本認定は、法人単位での認定となりますので、事業者等、法人単位以外の申請は認められません。
		「c) 加入している保険者をお選びください」について、健康宣言を行っている保険者と異なる保険者が記載されている。	複数の保険者に加入している場合もあるかと思いますが、加入保険者の記載欄には、貴社が参加している健康宣言事業を実施している保険者を記載ください。
p5	誓約事項	代表者名が記入されていない。	代表者名の記載は必須となっておりますので、記入されていない場合は、認定を受けることができません。
		(別途ご郵送いただいている紙媒体について) 代表者押印がない。	「誓約事項」は、印刷して押印の上、事務局にお送りいただく必要があります。
		紙媒体で提出していない。	「誓約事項」は、印刷して押印の上、事務局にお送りいただく必要があります。
p6-7	企業属性	「中小企業基本法上の『中小企業者』に該当する会社」に該当しない法人が、中小規模法人部門に申請している。 (Q2 及び SQ1 で判断)	Q2 の「従業員等の人数」において、従業員数の合計が 0 人、あるいは大規模法人部門に該当する場合は、中小規模法人部門として認定を受けることは出来ません。 ただし、会社法上の会社等、士業法人については、人数規模が大規模法人部門に該当していたとしても、Q2SQ1 の「資本金又は出資の総額」において「中小企業基本法上の『中小企業者』に該当する会社」としての基準を満たしていれば中小規模法人部門の認定資格を得られます。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
			<p>また、会社法上の会社等、士業法人以外の法人については、人数規模が大規模法人部門に該当していたとしても、p7における「特段の理由」に適切な理由が記載されていれば中小規模法人部門の認定資格を得られます。</p> <p>(詳細は認定基準解説書の P2 をご参照ください。)</p>
p8-9	認定基準適合状況表	<p>「認定基準適合状況表」の「自己評価」欄にチェックを付けているにも関わらず、p10以降の「認定基準適合状況説明書」に当該項目の取組内容の記載がない。</p>	<p>本認定の申請にあたっては、「認定基準適合状況表」の「自己評価」欄において、申請者が適合と判断する評価項目にチェックを付けた上で、自己評価した項目について「認定基準適合状況説明書」に具体的取組を記載する必要があります。そのため、「認定基準適合状況説明書」において記載がない場合は、各評価項目に対する取組の内容が不明のため、当該項目においては審査を行うことが出来ず、不適合となります。</p>
		<p>「認定基準適合状況表」の「自己評価」欄にチェックを付けていないにも関わらず、p10以降の「認定基準適合状況説明書」に当該項目の取組内容が記載されている。</p>	<p>本認定の申請にあたっては、「認定基準適合状況表」の「自己評価」欄において、申請者が適合と判断する評価項目にチェックを付けた上で、自己評価した項目について「認定基準適合状況説明書」に具体的取組を記載する必要があります。そのため、「認定基準適合状況表」の「自己評価」の欄にチェックがない評価項目については、「認定基準適合状況説明書」に記載があったとしても、当該項目においては不適合となります。</p>
		<p>「アピールしたい自社の取組み」について、3つ選択されていない。</p>	<p>「3. 制度・施策実行」から①～⑯のうち特にアピールしたい項目を必ず3つ選択する必要がありますので、選択されていない場合は、それをもって不認定となります。</p>
p10-33	「認定基準適合状況説明書」の記載内容全般について	取組の内容として今後の予定が記載されている。	本認定では 2018 年 4 月 1 日から申請日までを審査の対象期間としているため、申請日時点で取組が行われておらず、「予定」とされている取組は不適合となります。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
		一部の部署や個人単位での取組と思われる内容が記載されている。	本認定では、申請法人に所属している特定の個人や有志による取組や一部事業所のみでの取組ではなく、申請法人の組織としての健康経営の取組を評価しています。
		「認定基準適合状況説明書」の記載欄に設けられた「取組の内容」「実施日」等に記入漏れがある。	認定基準適合状況説明書の各記入欄には空欄のないようにしてください。 記載の不足により取組内容が把握出来ない場合は、不適合としています。
p10	【項目番号1】 健康宣言の社内外への発信（必須）	「b)「健康宣言」の社内発信状況」または「c)「健康宣言」の社外発信状況」について、「特に周知・発信していない」を選択している。	本項目では、「健康宣言」を行っている旨を社内外いずれに対しても公表することを求めています。 いずれかが実施されていない場合は、不適合となります。
		「b)「健康宣言」の社内発信状況」または「c)「健康宣言」の社外発信状況」について、「その他」を選択しており、今後の発信予定の記載や、準備中である旨を記載している。	本認定では2018年4月1日から申請日までを審査の対象期間としているため、申請日時点で取組が行われておらず、「予定」とされている取組は不適合となります。
		「b)「健康宣言」の社内発信状況」または「c)「健康宣言」の社外発信状況」について、「その他」を選択しており、健康宣言の社内外への発信の方法が口頭での周知のみとなっている。	健康宣言の周知において、明文化していないものについては、不適合となります。
	【項目番号1】 経営者自身の健診受診（必須）	「a)2018年4月1日以降の健診受診の実施状況」において「2 健康診断を実施していない」を選択しており、「c)健康診断未受診の理由」において「3 特に理由はない」を選択している。	特別な理由がない限り、2018年4月1日以降から申請日までの期間に、経営者自身が健康診断を受診する必要があります。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
		「c) 健康診断未受診の理由」において「2 その他」を選択しており、「●月●日に受診予定であるから」という予定を記載している。	本項目に限らず、本認定では2018年4月1日から申請日までの期間における取組を評価していますので、「予定」とされている取組は不適合となります。2019年度において未実施の場合であっても、その前年（2018年4月1日以降）の取組を記載いただくことが可能です。
p11-12	【項目番号2】 健康づくり担当者の設置（必須）	「b) 事業場間の健康づくり担当者の兼務」において「2 兼務あり」を選択しており、「c) 同一の事業場等が複数の事業場の健康づくり担当者を兼務する適切な理由」において何も選択されていない、または、「2 その他」を選択しているものの適切な理由が記載されていない、または、「3 特に理由はない」が選択されている。	本項目における、事業場間の「健康づくり担当者」の兼務は、組織マネジメント上合理的な理由がない場合は、原則として不適合となります。 担当者の兼務がある場合は、組織体制等により兼務せざるを得ない場合の理由を記載してください。
		「a) 全事業場の数」と、「d) 事業場の名称」の数が一致しない。	全事業場について、事業場の名称、事業場の従業員数、健康づくり担当者氏名を記載する必要があります。
		1つしか事業場がない場合（本社のみの場合）に、「d) 事業場の名称」「e) 事業場の従業員数」「f) 健康づくり担当者氏名」が記載されていない。	本社のみの場合であっても、事業場の名称、事業場の従業員数、健康づくり担当者氏名を記載する必要があります。
p13	【項目番号3-1-1】 ①定期健診受診率（実質100%）	「a) 定期健康診断実施期間」が1年を超えている。	労働安全衛生法に基づく定期健康診断は1年に1回の実施が義務付けられておりますので、2018年4月1日以降から申請日まで、1年以下の期間で実施した結果を記載してください。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
		「a) 定期健康診断実施期間」において、終了日が未来の日付になっている、あるいは終了日が未記載になっている。	申請書に記載しているように、申請日時点が健康診断の期間中である場合は、申請日を終了日として記載し、その時点での実施状況を記載してください。なお、2019年度において実施中の場合であっても、その前年（2018年4月1日以降）の取組を記載いただくことが可能です。
p14	【項目番号 3-1-2】 ②受診勧奨の取り組み	「①再検査、精密検査、要治療の従業員への受診勧奨」及び「②がん検診等、任意健診の受診勧奨」の「a) 実施有無」において、「2 実施していない」を選択している。	本項目においては、「①再検査、精密検査、要治療の従業員への受診勧奨」または「②がん検診等、任意健診の受診勧奨」のいずれかにおいて、「1 実施している」を選択し、その具体的取組を「b) 取組の内容」の選択肢から選択する必要があります。
		「①再検査、精密検査、要治療の従業員への受診勧奨」及び「②がん検診等、任意健診の受診勧奨」の「b) 取組の内容」において「5 その他」を選択し、定期健康診断の受診勧奨の方法が記載されている。	本項目は、再検査、精密検査、要治療の従業員への受診勧奨、及び、がん検診等、任意健診の受診勧奨に関する取組を記載する項目であり、定期健康診断の受診勧奨は含まれません。
p15	【項目番号 3-1-3】 ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	「c) ストレスチェック実施日（期間）」において、実施期間が1年を超えている。	労働安全衛生法に基づくストレスチェックは1年に1回の実施が義務付けられておりますので、2018年4月1日以降から申請日までで、1年以下の期間で実施した結果を記載してください。
		「c) ストレスチェック実施日（期間）」において、終了日が未来の日付になっている。	本項目に限らず、本認定では2018年4月1日から申請日までの期間における取組を評価しています。そのため、未来に終了する取組は評価されません。なお、2019年度において実施中の場合であっても、その前年（2018年4月1日以降）の取組を記載いただくことが可能です。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
		「c) ストレスチェック実施日(期間)」において、終了日が未記載になっている。	労働安全衛生法に基づくストレスチェックは1年に1回の実施が義務付けられておりますので、2018年4月1日以降から申請日までで、1年以下の期間で実施した結果を記載いただく必要があります。終了日が未記載の場合、1年に1回の実施が確認できないため不適合となります。
		「e) ストレスチェックの実施方法」において、「労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度の手順に準じて実施している」にチェックが記入されていない。	本項目は、従業員50人未満の事業場であっても、全ての事業場において、50人以上の事業場と同様に労働安全衛生法に定められた手順に準じてストレスチェックを実施していることをもって適合とします。
p16	【項目番号 3-1-4】 ④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	「a) 従業員の健康課題」及び「b) 目標に紐づく健康課題」において何も選択されていない、または、「13 分からない」が選択されている。	「a) 従業員の健康課題」及び「b) 目標に紐づく健康課題」を選択してください。 「a) 従業員の健康課題」のうち、「b) 目標に紐づく健康課題」をいくつか選択の上、「c) 目標」を記載してください。
		「c) 目標」において、法令上の義務の遵守を目標として設定している。 (例: 定期健診の実施、36協定の順守、従業員50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施等)	本項目では、従業員の健康課題を踏まえ、従業員の健康保持・増進、過重労働防止に関する計画を策定し、具体的な数値目標等を定めていることを評価するものであり、健康経営優良法人としては法令上の義務の遵守では目標値が低く、それ以上の目標を求めています。
		「c) 目標」において、残業時間月80時間を目標としている。	特別条項付36協定を結んでいる場合、月80時間以上の時間外勤務は可能であるものの、過労死ラインであるため、健康経営優良法人としてはこの目標値では低く、それ以上の目標を求めています。
		「c) 目標」において、数値目標が記載されていない。	目標は、具体的に、どの数値(指標)をどの程度の数値にすることを目標としている(数値目標)のか、数値を用いて記載してください。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
p17-18	【項目番号 3-2-1】 ⑤管理職又は従業員に対する教育機 会の設定	「①健康をテーマとした研 修等に関して」及び「②健康 をテーマとした情報提供に 関して」の「a)実施有無」に おいて「2 実施していない」 を選択している。	本項目においては、「①健康をテーマとした 研修等に関して」または「②健康をテーマ とした情報提供に関して」のいずれかにお いて、「1 実施している」を選択する必要が あります。
		「①健康をテーマとした研 修等に関して」及び「②健康 をテーマとした情報提供に 関して」の「b)研修のテーマ」 において「11 その他」が選 択されているが、従業員のヘル スリテラシー向上を目的 としていると判断出来ない 内容（保険料の情報提供な ど）が記載されている。	本項目の「研修等」については、健康をテ ーマとした従業員研修の実施等を評価する ものです。よって、本項目では「従業員の ヘルスリテラシー向上」を目的とした研修 等について記載してください。
		「①健康をテーマとした研 修等に関して」の「d)他に受 講すべき者への伝達方法」に おいて「5 その他」を選択し ているが、掲示板への掲示等 に留まり、従業員個人に届く 方法であることが確認でき ない。	本項目における他に受講すべき者への伝達 方法としては、個人宛通知・メールや文書 回覧等、従業員個人に届く方法を適合とし ています。
		「①健康をテーマとした研 修等に関して」の「e)前回実 施日」と「f)次回実施予定時 期」において、取組の頻度が 年に1回未満となっている。	本項目の「研修等」については、少なくと も年に1回の実施頻度を求めています。上 記を超える間隔の場合は、不適合になりま す。
		「②健康をテーマとした情 報提供に関して」の「c)情報 提供の実施頻度」において、 「2 月に1回未満」を選択し ている、あるいは「3 その他」 を選択し、「不定期」など月に 1回以上の実施が確認でき ない記載をしている。	本項目の「情報提供」については、少なく とも月に1回の実施頻度を求めています。 上記を超える間隔の場合は、不適合になり ます。



ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
p19	【項目番号 3-2-2】 ⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	「a) 取組の内容」において「9 その他」を選択しているが、「残業が発生しない」旨のみを記載している。	本項目は、適切な働き方実現に向けて取り組んでいる内容を記載いただく項目であるため、残業が発生していない旨のみの記載は、不適合になります。残業が発生しないための具体的な取組を記載いただくか、長時間労働防止以外の該当する取組を記載ください。
p20	【項目番号 3-2-3】 ⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	「a) 取組の内容」において「4 その他」を選択しているが、展示会への自社製品の出品、従業員研修など、通常業務の一環であると思われる内容が記載されている。	本項目は、組織内のコミュニケーションを促進する取組を評価するものです。よって、通常業務の一環ではなく、「従業員同士のコミュニケーション促進」を目的としている取組について記載してください。
p22	【項目番号 3-3-1】 ⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	「①保健指導の実施」の「a) 保健指導の実施有無」において「2 保健指導を実施していない」を選択している。	本項目の「①保健指導の実施」においては2018年4月1日以降の実績をもって適合としますので、上記期間で実施していない場合（対象者がいなかった場合も含む）は、不適合となります。
		「①保健指導の実施」の「b) 取組の内容」において「3 その他」を選択しているが、特定保健指導の実施を記載している。 「②保険者による特定保健指導を促す法人としての取り組み」の「b) 取組の内容」において「4 その他」を選択しているが、特定保健指導ではなく保健指導の実施を記載している。	事業者が実施する保健指導と、保険者が実施する特定保健指導は異なるものです。いずれに該当するのかを確認の上、認定基準適合状況説明書に記載してください。 (なお、今回の認定においては、記載欄が異なっている場合でも、取組内容が基準に該当していれば適合としています。)
p23	【項目番号 3-3-2】 ⑩食生活の改善に向けた取り組み	「b) 取組の内容」において「5 その他」を選択しているが、一般的なセミナー・研修の実施、単なる情報提供のみを記載している。	一般的なセミナー・研修の実施、単なる情報提供は、項目番号 3-2-1 「管理職又は従業員に対する教育機会の設定」において評価するため、本項目では評価対象外としています。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
		「b)取組の内容」において「5その他」を選択しているが、食に言及していないアドバイス・指導の実施（健康指導など）のみを記載している。	食に言及していない取組については、「食生活の改善に向けた取り組み」といえないため、不適合としています。
		「b)取組の内容」において「5その他」を選択しているが、食に言及していない生活習慣の改善や健康意識の向上のみを記載している。	食に言及していない取組については、「食生活の改善に向けた取り組み」といえないため、不適合としています。
		「b)取組の内容」において「5その他」を選択しているが個人の食生活改善のみを記載しており法人としての取組か判断ができないもの。	本認定では、法人としての取組を評価しております。法人としての取組をご記載ください。
p24	【項目番号 3-3-3】 ⑪運動機会の増進に向けた取り組み	「b)取組の内容」において「4その他」を選択しているが、セミナー・研修の実施、情報提供を記載している。	セミナー・研修の実施、情報提供は、項目番号 3-2-1 「管理職又は従業員に対する教育機会の設定」において評価するため、本項目では評価対象外としています。
		「b)取組の内容」において「4その他」を選択しているが、「運動機会の増進に向けた取り組み」といえないもの。 (例:リフレッシュ休暇の導入、お昼寝、マッサージ等)	本項目では、従業員の運動を直接促す取組を評価しており、「運動機会の増進に向けた取り組み」として判断できないものについては、不適合としています。
p25	【項目番号 3-3-4】 ⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	「a)取組の内容」において「7その他」を選択しているが、女子会の実施を記載している。	単なる女子会は「女性の健康保持・増進に向けた取り組み」とは言えないため不適合としています。
		「a)取組の内容」において「7その他」を選択しているが、医師・保健師・看護師による育児・健康・医療に関する外部相談窓口の設置と従業員への周知を記載している。	育児・健康・医療に関する外部相談窓口は総合窓口であり、女性の健康専門の窓口と言えないため不適合としています。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
		「a)取組の内容」において「7その他」を選択しているが、妊産婦に対する業務上の配慮を記載している。	妊産婦に対する業務上の配慮は法定の範囲内の取組であり、健康経営優良法人としては不十分であるため、不適合としています。
p26	【項目番号 3-3-5】 ⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	「a)取組の内容」において「7その他」を選択しているが、セミナー・研修の実施、情報提供（咳エチケット、手の洗い方に関するポスターなど）のみを記載している。	セミナー・研修の実施、情報提供は、項目番号 3-2-1 「管理職又は従業員に対する教育機会の設定」において評価するため、本項目では評価対象外としています。
p27	【項目番号 3-3-6】 ⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	「a)取組の内容」において「6その他」を選択しているが、長時間労働を防止するための取組が記載されている。	本項目は長時間労働をしている従業員に対する対策等を事前に定めていることを評価しています。 長時間労働を防止するための取組は項目番号 3-2-2 「適切な働き方実現に向けた取り組み」において評価するため、本項目では評価対象外としています。
p28	【項目番号 3-3-7】 ⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	「a)取組の内容」において「6その他」を選択しているが、単にメンタルヘルス不調予備群に対する相談窓口の設置についての記載のみであり、従業員への周知が確認できない。	本項目において、メンタルヘルス不調予備群に対する相談窓口を設置している場合は、従業員への周知を行っていることをもって適合としています。 よって、本項目において相談窓口の設置について記載する場合は、必ず周知方法についても説明してください。
		「a)取組の内容」において「6その他」を選択しているが、労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施による産業医の面談等が受けられる旨が記載されている。	50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施については項目番号 3-1-3 「50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施」において評価するため、本項目では評価対象外としています。 また、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施については法定の範囲内の取組になります。 そのため、ストレスチェック制度の範囲内に留まる取組は不適合になります。

ページ数※	項目	散見された事例	改善のポイント
p29-30	【項目番号 3-3-8】 受動喫煙対策に関する取り組み（必須）	「a) 事業場名」に記載されている事業場において「b) 受動喫煙対策の実施状況」が記載されていない事業場が一つでもある。	本項目においては、全ての事業場において受動喫煙対策を実施していることを求めています。
		「b) 受動喫煙対策の実施状況」において「5 特に対策していない」を選択している事業場が一つでもある。	本項目においては、全ての事業場において受動喫煙対策を実施していることを求めています。
		「b) 受動喫煙対策の実施状況」において「4 顧客が喫煙できることをサービスに含めており、喫煙可能区域での適切な換気措置を実施」を選択しているが、「c) 事業場での事業内容を記載」において空欄となっている、または、記載が適切でない。	本項目において「4 顧客が喫煙できることをサービスに含めており、喫煙可能区域での適切な換気措置を実施」を選択する事業場は、認定基準解説書に記載のとおり、顧客が喫煙できることをサービスに含んでいる宿泊業、飲食店等に限られます。（厚生労働省「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」（平成 27 年 5 月 15 日付け基安発 0515 第 1 号）参照） よって、事業内容が上記に該当しないと思われる事業場や、事業内容の記載がない場合は不適合になります。
p32	定性記述（記入必須）	3つの定性記述欄において、「a) 取組 背景・目標」、「b) 取組の具体的内容」、「c) 取組結果」、「d) 今後の施策」のいずれかが未記載である。	定性記述欄は 3 つの項目すべてにおいて、「a) 取組 背景・目標」、「b) 取組の具体的内容」、「c) 取組結果」、「d) 今後の施策」のすべてを記載する必要があります。
		「認定基準適合状況表」のアピールしたい項目（「健康経営優良法人 2020(中小規模法人部門) 認定申請書兼誓約書【サンプル】」p9) として選択した項目と、記載内容が相違している。	定性記述欄では「認定基準適合状況表」のアピールしたい項目として選択した項目についての記載を求めているため、その内容として適切でないものについては、不適合となります。

以上